

ご返済がお困りになっているお客様へ

当組合は、中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて、適切かつ丁寧な対応に努めていくため、別紙のとおり、貸出条件の変更等の申込みに対する方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組んでまいります。

ご返済等に関するご相談については、当組合の本店、各営業店の「緊急対応ご相談窓口（中小企業向け融資・住宅ローン利用者）」又は担当者その他、下記のお問い合わせ窓口までお申出下さい。

また、お電話にてのご相談等もご遠慮なくお申出下さい。

中小企業のお客様

受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合等

住宅ローン ご利用のお客様

勤務先の給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収などの事情により返済が困難となった場合等

ご返済等に関するご相談受付窓口

本店営業部	那須塩原市永田町 6 - 9	0287-36-1215
黒田原支店	那須郡那須町大字寺子丙 3	0287-72-1331
大田原支店	大田原市本町 1 - 2 7 0 3 - 2 2	0287-22-3190
矢板支店	矢板市本町 9 - 1	0287-43-1213
黒羽支店	大田原市黒羽田町 6 2 5 - 2	0287-54-1155
馬頭支店	那須郡那珂川町馬頭 3 9 7	0287-92-2721
黒磯支店	那須塩原市黒磯幸町 9 - 1 8	0287-62-0247
那須塩原支店	那須塩原市大原間 3 9 8 - 1 6	0287-65-2211
黒磯西支店	那須塩原市豊浦 93 - 20	0287-63-0866

お問い合わせ受付は当組合の営業日の午前 9 時から午後 5 時迄です。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

那須信用組合融資部 電話 0 2 8 7 - 3 6 - 1 2 3 0

(別紙)

金融円滑化（貸出条件の変更等の申込み）に関する方針



I. 中小企業者の既往の債務に係る貸出条件の変更等申込み・相談に対する対応

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、取引先からの受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「緊急対応ご相談窓口（中小企業者向け融資・住宅ローン利用者）」等において、貸出条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

II. 既往の住宅ローン取引に係る貸出条件の変更等の申込み・相談に対する対応

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先からの給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など勤務先の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「緊急対応ご相談窓口（中小企業者向け融資・住宅ローン利用者）」等において、貸出条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

III. 貸出条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況等を把握するための態勢整備

- (1) 当組合は、お客様からの貸出条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸出条件の変更等に係る情報を集約し、貸出条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存いたします。
- (2) 融資部において、お客様からの貸出条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況等を把握します。また、関係各部署において、貸出条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 融資部において、貸出条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸出条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸出条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸出条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

V. お客様への説明態勢の充実

当組合は、お客様からの貸出条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

VI. 貸出条件の変更等の実施状況の公表

当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、貸出条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

以上